

(2) 在宅支援型住宅リフォーム

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者のいる世帯（下肢、体幹、移動機能障害については1～3級） ・療育手帳Aの交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のいる世帯 											
対象となる 工 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のため床材の変更 4 引き戸等への扉の取替え 5 洋式便器等への便器の取替え 6 床材をクッション素材に張替 7 壁をクッション材や防音効果のあるものに変更 8 二重窓の設置、床材を汚れが拭き取りやすいものに張替 9 その他障害者の在宅生活のために必要な工事 10 前各号の住宅改修に附帯して必要となる工事 											
助 成 額	給付限度額 100万円（一戸につき1回限り） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">対象経費の助成率</th> <th style="text-align: center;">助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">生活保護法による被保護世帯</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住民税非課税世帯</td> <td style="text-align: center;">90%</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	対象経費の助成率	助成限度額	生活保護法による被保護世帯	100%	100万円	住民税非課税世帯	90%	100万円
区 分	対象経費の助成率	助成限度額										
生活保護法による被保護世帯	100%	100万円										
住民税非課税世帯	90%	100万円										

※住宅改修の助成について、日常生活用具給付事業と在宅支援型住宅支援型リフォームの2つの助成を使う場合は、給付限度額は100万円となります。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

4 自動車改造費の助成

対象：身体障害者

就労等のため、所有・運転する自動車の操向・駆動装置の改造が必要な場合に費用の一部を助成します。（在宅で生活をする人のみ） 購入前に 予め申請が必要です。

■ 対 象 者

上肢 機能障害 1・2級
 体幹 機能障害 1・2級
 下肢 機能障害 1・2級

■ 助 成 額

10万円限度（ただし、所得制限があります。）

※再申請の場合は過去に当該助成を受けてから 7年以上経過している人が対象となります。

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

5 介助用自動車改造費の助成

対象：身体障害者

車いすを使用する身体障害者の外出を容易にするため、その介助者が運転する自動車を改造、または福祉車両を購入する場合に費用の一部を助成します。(在宅で生活をする人のみ) 購入前に 予め申請が必要です。

■ 対象者

下肢または体幹機能障害1・2級で常時車いすを必要とする人のいる世帯

■ 助成額

改造に要する費用の1/2。ただし、下記のとおり改造内容によって限度額は異なります(所得による制限があります。)

※再申請の場合は過去に当該助成を受けてから7年以上経過している世帯が対象となります。

事業の区分			限度額
回転シート付き車両への改造または当該車両の購入	電動装置がない回転シート	前部座席が回転	62,000円
		後部座席が回転	100,000円
	電動装置がある回転シート(上下作動装置付)		150,000円
リフト付き車両への改造または当該車両の購入			250,000円
超低床車両への改造または当該車両の購入			

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター

6 自動車運転免許取得費の助成

対象：身体障害者

重度の身体障害者が通勤等のため自動車運転免許(第1種免許のみ)を取得する場合に、その費用の一部を助成します。(在宅で生活をする人のみ)

■ 対象者

障害個別等級1・2級(下肢または体幹障害は1~3級)

■ 助成額

10万円限度(ただし、助成は1度限りです。)

申込み・問合せ

市障害福祉課 ☎ (076) 274-9526
または各支所・市民サービスセンター